

平成27年度 第8回理事会

日 時 平成27年11月13日（金） 15:30～16:30

場 所 森林総合研究所特別会議室

I. 議 題

- 1 国立研究開発法人森林総合研究所中期計画の変更について
- 2 ホームページにおける情報発信の充実について

II. 報 告

- 1 平成26年度決算検査報告について
- 2 平成27年度賃金交渉の状況について
- 3 台風15号等による施設等被害に伴う保険金請求について
- 4 次期中長期計画のスケジュールについて
- 5 環境報告書2015について
- 6 森林整備センターコンプライアンス推進月間の取組について
- 7 その他

資 料

- I-1 国立研究開発法人森林総合研究所中期計画の変更について
- I-2 ホームページにおける情報発信の充実について
- II-1 平成26年度決算検査報告について
- II-3 台風15号等による施設等被害に伴う保険金請求について
- II-4 次期中長期計画のスケジュールについて
- II-5 環境報告書2015について
- II-6 森林整備センターコンプライアンス推進月間の取組について

国立研究開発法人森林総合研究所中期計画の変更について

本年8月7日開催の第5回理事会において、調達等合理化計画の策定についてご了承いただいているところであるが、この度、独立行政法人通則法第35条の4第1項規程に基づき中期目標の変更指示が農林水産大臣からなされ、同法第35条の5第1項の規程に基づく中期計画の変更について、別紙案のとおり農林水産大臣あて認可申請してよろしいか。

「独立行政法人通則法」より抜粋

(中長期目標)

第35条の4 主務大臣は、5年以上7年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(中長期計画)

第35条の5 国立研究開発法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

別紙1

各法人の中期目標等における調達に関する記載内容

主務府省	法人名	調達等合理化計画の概要(注)	中(長)期目標(→中期目標管理法人、国立研究開発法人) ・年度目標(→行政執行法人)		中(長)期計画(→中期目標管理法人、国立研究開発法人) ・事業計画(→行政執行法人)	
			現行の記載内容	変更	現行の記載内容	変更案
	森林総合研究所	<p>重点的に取り組む分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に係る物品及び役務の合理的な調達 ・業務運営に係る物品・役務の効率的な調達 ・一社応札・応募の改善 <p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約に関する新たな内部統制の確立 ・不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組の継続 	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。</p> <p>この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。</p> <p>このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。</p> <p>監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</p> <p>この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。</p> <p>このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。</p> <p>監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。</p>

ホームページにおける情報発信の充実について

森林総合研究所においては、これまでもホームページが情報発信の重要な役割を担ってきたが、「木質バイオマス発電の事業採算性評価ツール」を始め、ホームページを通じて発信される情報に国民各層から大きな期待が寄せられている。

一方、現在公開しているホームページについて、シンポジウム等のイベントの結果を知りたい、欲しい情報の検索がしにくいなどの声も寄せられており、これらの要請に的確に答えていく必要があると考えられる。

このため、ホームページにおける情報発信の充実を図るため、次の取り組みを実施することを提案する。

- 1 公開されるイベント等については告知だけでなくその結果についても原則としてホームページに公開する。
- 2 森林総合研究所に関心を寄せている多くの方々にとって、現在のホームページでは掲載されているにもかかわらず必要な場所にたどり着きにくいことを指摘されており、必要な情報に簡単にたどり着けるようホームページの一層の工夫を図る。
- 3 森林総合研究所ホームページと森林保険センター、森林整備センターホームページ間の相互リンクを充実させる。
- 4 注目情報、新着情報について、逐次チェック・更新を行い、最新情報を速やかに発信する。

—独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター—

研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不適正

44件 不当金額(支出) 11億9509万円
(前年度 12件 2億0462万円)

1 研究用物品の購入等に係る概要等

(1) 研究用物品の購入等に係る会計経理の概要等

農林水産省所管の前記の10独立行政法人は、試験、調査、研究等の業務を実施するに当たり、DNA合成製品等の研究用物品を購入したり、研究用機器の修理等を行わせたりしている。そして、各法人の会計規程等により、研究用物品の購入等に係る契約については、研究員が契約依頼票を経理責任者等へ提出して、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行い支払うことなどとなっていたり、研究用物品の購入等に係る代金の前払は、外国から購入する物品の代金等を除き認めないこととなっていたりしている。また、各法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとなっており、資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用は、原則として、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度により所属する年度を区分することとなっている。

(2) 7法人における不適正な会計経理をめぐる状況

本院は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構及び(独)農業生物資源研究所における不適正な会計経理の事態について平成25年度決算検査報告に不当事項として掲記した。そして、この2法人及びこれらと同様に試験、研究等を行っている5法人の計7法人は、本院の検査結果を踏まえるなどして内部調査を実施し、平成26年12月に、その結果を本院に報告するとともに、不適正な会計経理の額が計1,017,967,250円(平成25年度決算検査報告に掲記した額計204,625,988円を除くと計813,341,262円)であったことを中間報告として公表した。

(注1) 5法人 (独)家畜改良センター、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター、(独)森林総合研究所、(独)水産総合研究センター

2 検査の結果

7法人の中間報告の内容を精査した結果、不適正な会計経理の額は、本院が平成25年度決算検査報告に掲記した額計204,625,988円を除くと計811,082,468円であった。

さらに、7法人においては中間報告のほか、新たに預け金、一括払等の事態が計352,108,182円、また、調査、研究等を行っている3法人においては預け金等の事態が計31,905,453円、合わせて10法人において合計384,013,635円見受けられた。

(注2) 3法人 (独)農林水産消費安全技術センター、(独)種苗管理センター、(独)水産大学校

これらを合計すると、不適正な会計経理を行って研究用物品の購入等に係る代金を支払うなどしてい

た事態は10法人において18年度から25年度までの間に計1,195,096,103円となっており、これらの事態は、会計規程等に違反して研究用物品の購入等に係る代金を支払っていたものであり、不当と認められる。

表 10 独立行政法人における検査の結果（平成25年度決算検査報告に掲記した額を除く。）

（単位：千円）

法人名	年度	指摘の態様							計	
		DNA合成製品の購入を前払により行っていた事態	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	先払い	前年度納入		契約前納入
(独)農林水産消費安全技術センター	平成19～23					10,676			1,065	11,741
(独)種苗管理センター	18～25				1	187	843	13	2,578	3,624
(独)家畜改良センター	21～25	6,106			742	413	626	915	18,542	27,347
(独)水産大学校	18～23	427	986			12,422			2,703	16,539
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	18～25	111,506	208,459	107,469		10,035	3,297	236	47,545	488,551
(独)農業生物資源研究所	18～25	58,790	113,989	157,820	1,326	5,098	7,867	4,948	105,771	455,611
(独)農業環境技術研究所	18～25	5,821	62	1,379	73	2,711	30,179	166	24,595	64,990
(独)国際農林水産業研究センター	21～25	6,472	117	2,137		700	879	111	10,180	20,598
(独)森林総合研究所	21～25	31,521	17,130	8,797		18,116	6,684	217	12,385	94,852
(独)水産総合研究センター	21～25	10,515			3			31	688	11,238
計		231,161	340,745	277,604	2,147	60,360	50,377	6,642	226,056	1,195,096

注(1) DNA合成製品の購入を前払により行っていた事態：DNA合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録してDNA合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座にDNA合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究等の進捗に応じて必要なDNA合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式（プリペイド方式）を利用して前払により行っていた事態

注(2) 預け金：研究員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた事態

注(3) 一括払：研究員が、契約依頼票の提出等の正規の会計経理を行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用物品の納品書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより、法人に代金を一括して支払わせるなどしていた事態

注(4) 差替え：研究員が、販売代理店に虚偽の納品書等を提出させて、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、実際には契約した研究用物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていた事態

注(5) 翌年度納入：研究用物品が翌年度に納入されていたのに、研究員又は納品検査を行う職員（以下「検査職員」という。）が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(6) 先払い：研究用物品は年度内に納入されていたが、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、実際に研究用物品が納入されるよりも先に法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(7) 前年度納入：研究用物品が前年度に納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

注(8) 契約前納入：研究用物品は年度内に納入されていたが、契約手続が行われないうまま納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態

台風15号等による施設等被害に伴う保険金請求について

1. 本年8月の台風15号により、九州支所、九州育種場及び西表熱帯林育種技術園は甚大な被害を受けた。また、7月の落雷により本所空調施設（本館地下機械室）も被害を受けた。

2. 両被害への対応には、財産保険金を請求することとした。

(1) 台風15号被害分

	被害額	保険金請求額	主な被害内容
九州支所	205万	1,133万	フェンス倒壊
九州育種場	96万		フェンス倒壊
西表技術園	725万		ビニールハウス破損
計	1,026万		

注) 九州支所においては、別途、賠償責任保険約49万円請求（民間等施設への倒木被害）

(2) 落雷分

	被害額	保険金請求額	主な被害内容
本所	340万	277万	チリングユニット圧縮機機能停止

3. 平成27年度の財産保険の保険料は約824万円であり、今年度の保険金請求額が大きく保険料を上回ったことから、平成28年度の保険料の引き上げが予想される。

H27年度 独法評価、中長期計画関係スケジュール(国立研究開発法人)

H27	農林水産省	独 法	総務省評価委	森林総研+指導課スケジュール
4月				
5月				研究所会議(5/19) 総務省評価委本所視察(5/27) 自己評価書1次版提出
6月		自己評価書提出・公表	つくば本所視察(5/27) 事務事業見直しに向けた外部有識者・各府省・法人からのヒアリング、委員視察等	自己評価書修正版提出 検討本部(※2)(6/12) 自己評価書最終版提出(6/24) 理事長ヒアリング(6/26) 自己評価書公表(6/30)
7月	研究審議会の意見聴取(7/9)			研究審議会事前説明 指導課作成の評価書官房長提出 総務省評価委北海道視察(7/22) 検討本部(7/28)
8月	年度評価結果の通知(8/7)			
9月	見込み評価結果の通知(9/8) 業務全般の見直し結果の通知(9/11)		北海道支所視察(7/22) 西表・石垣視察(8/31-9/1) 総務省ヒアリング	総務省評価委西表・石垣視察(8/31-9/1) 検討本部(9/8) (基本的方針)
10月	中長期目標案の作成			検討本部(9/8) (基本的方針) ↓ 中長期計画案の作成
11月			総務省評価委の意見通知(※1)	
12月	研究審議会の意見聴取(12/15)			検討本部(素案) (組織を含む) ↓ 検討本部(提出案決定)
H28 1月	中長期目標案の通知(1月下旬)			
2月	〔財務大臣協議〕 中長期目標の決定、指示(2月末まで)		総務省評価委の意見通知	
3月	〔財務大臣協議〕 中長期計画の認可(3月末まで)	中長期計画の認可申請(2月下旬)		
4月	次期中長期目標期間の開始	研究審議会の意見聴取		

(※1) 旧制度における「勧告の方向性」に相当するものである。

(※2) 「検討本部」とは、次期中長期計画策定に向けた検討本部である。

平成 27 年版

環境報告書 2015



国立研究開発法人 森林総合研究所

Forestry and Forest Products Research Institute

平成 27 年 9 月

平成 27 年度コンプライアンス推進月間の取組について

本年 11 月に設定したコンプライアンス推進月間の取り組みとして全役職員を対象とした「eラーニングによるコンプライアンス研修」を実施することとした。

今回の研修は、期間内に各自が都合の良い時に受講することが可能であり、個々人の負担の平準化を図りながら効果的かつ効率的な知識の習得と意識の醸成につながるものと期待している。

1. 実施期間

平成 27 年 11 月 2 日～30 日

2. 実施対象者

全役職員および非常勤職員

3. 研修受講方法

- (1) 各自の PC から eラーニングシステムにログインし、映像を視聴しながら受講する。

内容：「コンプライアンスと個人情報保護について」
：「リスク意識の向上（映像を視聴後設問に回答）」

- (2) 確認テスト

受講後、確認テスト（設問 10 問）に回答することにより各自達成度を確認する。

- (3) 受講後のフォローアップ

①各職場単位で定例会等を活用し、ファシリテーター（コンプライアンス推進幹事）を中心にケース映像等を基に、リスクの洗い出しを行い、コンプライアンス上気を付けなければならないポイントを再確認する。

②所属長が評価点、感想及び各職場の意見等を報告、これをもとにセンターコンプライアンス室において実施結果の評価を行う。

（参考）なお、本取組と並行して、本年度の重点実施事項である「コンプライアンスに関する危険予知活動」にも取り組んでいる。現在各職場から提出された危険予知事例約 200 項目について、職制ベースでの指導を強化するとともに職場内ディスカッションを通じてリスク認識の共有を進めている。